

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県企業局管理規程第5号**

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する規程

(鳥取県企業局組織規程の一部改正)

第1条 鳥取県企業局組織規程(平成5年鳥取県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(課及び係等の設置)</p> <p>第4条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">経営企画課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">総務係、経営企画担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	経営企画課	総務係、経営企画担当	略		<p>(課及び係等の設置)</p> <p>第4条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係及び室(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">総務課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">総務係、経営企画室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	総務課	総務係、経営企画室	略					
経営企画課	総務係、経営企画担当												
略													
総務課	総務係、経営企画室												
略													
<p>(各課の分掌事務)</p> <p>第5条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課</th> <th style="width: 80%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">経営企画課</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	経営企画課	略	略		<p>(各課の分掌事務)</p> <p>第5条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課</th> <th style="width: 80%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務課</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	総務課	略	略	
課	分掌事務												
経営企画課	略												
略													
課	分掌事務												
総務課	略												
略													
<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 係にその長を置き、所定の職員を配置する。</p> <p>4 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 係等にその長を置き、所定の職員を配置する。</p> <p>4 略</p>												

(鳥取県企業局事務決裁規程の一部改正)

第2条 鳥取県企業局事務決裁規程(平成5年鳥取県企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(局長及び課長の専決事項)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(局長及び課長の専決事項)</p> <p>第4条 略</p>

2 別表第3に掲げる課長の共通専決事項と経営企画課長の専決事項とが重複する場合には、重複する限度において経営企画課長が専決するものとする。

(工事の執行等に係る専決事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、局長及び経営企画課長は、工事の執行及び工業用水の給水に係る事務については別表第4に掲げる事項(次条の規定により事務所の長に委任された事務を除く。)、工事の検査の命令及び検査の可否の決定については別表第5に掲げる事項を専決するものとする。

(代決)

第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
知事	局長	次長(次長を置かないときは、 <u>経営企画課長</u> )
局長	次長(次長を置かないときは、 <u>経営企画課長</u> )	主務課長
課長	課長補佐	主務係長
次長を置く事務所の長	次長	主務係長(係を置かない事務所にある場合は、その長があらかじめ定める上席の職員)
次長を置かない事務所の長	主務係長	事務所の長があらかじめ定める上席の職員

2 略

別表第1(第3条関係)

知事の決裁事項

1~17 略

18 工事の執行の決定(第5条の規定による局長及び経営企画課長の専決事項並びに第6条の規定による事務所の長の委任決裁事項を除く。)

19~25 略

2 別表第3に掲げる課長の共通専決事項と総務課長の専決事項とが重複する場合には、重複する限度において総務課長が専決するものとする。

(工事の執行等に係る専決事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、局長及び総務課長は、工事の執行及び工業用水の給水に係る事務については別表第4に掲げる事項(次条の規定により事務所の長に委任された事務を除く。)、工事の検査の命令及び検査の可否の決定については別表第5に掲げる事項を専決するものとする。

(代決)

第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
知事	局長	次長(次長を置かないときは、 <u>総務課長</u> )
局長	次長(次長を置かないときは、 <u>総務課長</u> )	主務課長
課長	課長補佐 室長	主務係長 課長があらかじめ定める上席の吏員
次長を置く事務所の長	次長	主務係長(係を置かない事務所にある場合は、その長があらかじめ定める上席の吏員)
次長を置かない事務所の長	主務係長	事務所の長があらかじめ定める上席の吏員

2 略

別表第1(第3条関係)

知事の決裁事項

1~17 略

18 工事の執行の決定(第5条の規定による局長及び総務課長の専決事項並びに第6条の規定による事務所の長の委任決裁事項を除く。)

19~25 略

<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>局長の専決事項</p> <p>1～16 略</p> <p>17 一件の金額が500万円以上の収入命令（別表第3 経営企画課長の専決事項の項第11号に掲げるものを除く。）</p> <p>18～21 略</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>経営企画課長の専決事項</td><td>略</td></tr> </table> <p>別表第4（第5条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>局長の専決事項</td><td>経営企画課長の専決事項</td></tr> <tr><td>略</td><td>項</td></tr> </table> <p>別表第5（第5条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>局長の専決事項</td><td>経営企画課長の専決事項</td></tr> <tr><td>略</td><td>項</td></tr> </table> <p>別表第7（第6条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>事務所の長の委任</td><td>1～8 略</td></tr> <tr><td>決裁事項</td><td>9 一件の金額が5,000,000円未満の収入命令（別表第3 経営企画課長の専決事項の項第11号に掲げるものを除く。）</td></tr> <tr><td></td><td>10～25 略</td></tr> </table>	略	経営企画課長の専決事項	略	局長の専決事項	経営企画課長の専決事項	略	項	局長の専決事項	経営企画課長の専決事項	略	項	事務所の長の委任	1～8 略	決裁事項	9 一件の金額が5,000,000円未満の収入命令（別表第3 経営企画課長の専決事項の項第11号に掲げるものを除く。）		10～25 略	<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>局長の専決事項</p> <p>1～16 略</p> <p>17 一件の金額が500万円以上の収入命令（次表総務課長の専決事項の項第11号に掲げるものを除く。）</p> <p>18～21 略</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>総務課長の専決事項</td><td>略</td></tr> </table> <p>別表第4（第5条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>局長の専決事項</td><td>総務課長の専決事項</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>別表第5（第5条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>局長の専決事項</td><td>総務課長の専決事項</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>別表第7（第6条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>事務所の長の委任</td><td>1～8 略</td></tr> <tr><td>決裁事項</td><td>9 一件の金額が5,000,000円未満の収入命令（別表第3 総務課長の専決事項の項第11号に掲げるものを除く。）</td></tr> <tr><td></td><td>10～25 略</td></tr> </table>	略	総務課長の専決事項	略	局長の専決事項	総務課長の専決事項	略		局長の専決事項	総務課長の専決事項	略		事務所の長の委任	1～8 略	決裁事項	9 一件の金額が5,000,000円未満の収入命令（別表第3 総務課長の専決事項の項第11号に掲げるものを除く。）		10～25 略
略																																			
経営企画課長の専決事項	略																																		
局長の専決事項	経営企画課長の専決事項																																		
略	項																																		
局長の専決事項	経営企画課長の専決事項																																		
略	項																																		
事務所の長の委任	1～8 略																																		
決裁事項	9 一件の金額が5,000,000円未満の収入命令（別表第3 経営企画課長の専決事項の項第11号に掲げるものを除く。）																																		
	10～25 略																																		
略																																			
総務課長の専決事項	略																																		
局長の専決事項	総務課長の専決事項																																		
略																																			
局長の専決事項	総務課長の専決事項																																		
略																																			
事務所の長の委任	1～8 略																																		
決裁事項	9 一件の金額が5,000,000円未満の収入命令（別表第3 総務課長の専決事項の項第11号に掲げるものを除く。）																																		
	10～25 略																																		

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。